

障害者の地域生活支援に関する一考察

— 知的障害者の就労をめぐる諸課題 —

柴 崎 建

1. はじめに

平成15年4月、利用者の自己決定の尊重とノーマライゼーション理念の実現等を目指した支援費制度が導入された。しかし、新制度導入後1年を待たずに、介護保険制度との統合への議論⁽¹⁾が報道されると、利用者本人のみならず関係者を当惑させた。支援費制度導入は、社会福祉基礎構造改革⁽²⁾の一つの結実としてもたらされたと考えてよいだろう。ところが1980年代以降のわが国における規制緩和、合理的自己責任が、聖域なく貫徹されることへの不安が高まっていることも事実である。もちろん不必要な規制は撤廃されるべきであるし、自己責任も自己選択と相まって、利用者自身が、自らが権利主体であるとの意識を覚醒することに一定の役割を果たしてきている。

いずれにせよ、支援費をめぐる諸課題や成果については、制度統合問題の推移をみながら慎重に議論する必要があるであろう。

さて、上記で支援費制度について言及したのは、制度の目的が障害者の地域生活を支えているというものであったからである。これまで、筆者は、障害児・者の地域生活支援について実践的に取り組んできた⁽³⁾⁽⁴⁾。方法論的には変更されても、ノーマライゼーション理念を目指した社会作りのスキームは国民的課題として取り組んでいかなければならない事実である。

本稿は、いくつかある障害者の地域生活支援のうち、知的障害者の広義の就労をめぐる諸課題についてその問題点を整理したい。筆者は、就労を生活という視点で考えるという意味でこのようなテーマ設定した。

2. 地域生活支援

(1) 地域生活

障害者の地域生活を考える場合、まず、地域社会について規定しておく必要があるだろう。つまり、「一定の地理的範囲の内部で、個人が共同性あるいは一体性といった帰属意識をもち、それらを媒体として相互に社会関係を取り結んでいる場合、この総体を地域社会（コミュニティ）という」⁽⁵⁾ということが出来る。ただし、社会福祉の分野でいうならば、機能的理解と空間的理解の二つの立場⁽⁶⁾での議論が可能である。さらには、IT（情報技術）の進展やNPO法人の活動など、従来の概念では捉えきれない地域社会における新たな動きが出てきている。

さて、次に地域生活について考えてみると、端的に地域社会での生活といえる。地理的空間のみならず、空間内での様々な社会関係が非常に大切になってくる。かつての收容保護的施設処遇時代では、空間的に離れていたし、施設内で自己完結的に処遇され生活していたのである。衣食住、医療、経済活動等の全てが完結できたのである。しかし現在では、ノーマライゼーション理念の実現、QOLの向上、自己実現など、地域生活とりわけ、社会関係や人間関係を取り結ぶことによってより高い次元での達成が行われると考えられるようになったのである。

このことは、障害者の生活についてもいえることで、これまでの歴史を振り返れば、ノーマライゼーション、IL運動、エンパワメント、ケアマネジメント、ポストノーマライゼーションなど、多様な社会的・人間的関係を取り結ぶことによって、QOLを豊かにし、自己実現を図っていけるものである。知的障害者の就労

も、地域社会の中で営まれ、仕事を通して様々な関係を築いていくのである。

(2) 地域生活支援

さて、上述のように地域生活を一定の空間内部における社会的・人間的関係の構築を基盤として、QOLの向上と自己実現を達成することとするならば、知的障害者の地域生活支援にはどのようなものが現在行われているのだろうか概観する。

フォーマルなサービスとして、在宅生活を支えるための施策は、ホームヘルプサービス、ショートステイ、デイサービスのいわゆる在宅福祉3本柱があり、知的障害者地域生活援助事業としてグループホームがある。このグループホームでの生活は、原則個室で、世話人が配置され、日常生活に必要な援助を行っている。また、日常生活用具の給付等、職親委託制度といったものがある。さらには、知的障害者生活支援事業として生活支援センターがある。対象は原則として就労している知的障害者であって、アパート、マンション等で自活している者である。相談活動として、生活、職業、職からの相談に応じ、人間関係の調整などの日常生活支援活動などをサービスとして行っている。これらは、ADLの支援など生活を維持する基本的な支援から対人関係の調整までその支援の対象は広いといえる。

次に、社会参加促進のための施策を概観すると、知的障害者自活訓練事業、知的障害者福祉工場、知的障害者通所援護事業がある。

施設による援護として、知的障害者援護施設がある。これらは、あくまでの知的障害者の地域生活を補完する場として機能している。内容は、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者小規模通所授産施設、知的障害者通所寮、知的障害者福祉ホーム、知的障害者デイサービスセンターがある。

また、地域福祉権利擁護事業として、都道府県社会福祉協議会が実施主体となって知的障害者の権利擁護に取り組んでいる。

インフォーマルな支援としては、身近なところでは、ボランティア活動、NPO法人の活動がある。また、障害児をもつ親の会の活動や、

無認可の作業所などもある。

ところで、平成16年10月12日、厚生労働省保健福祉部から「今後の障害保健福祉施策について(改革のグランドデザイン案)」⁽⁷⁾が明示された。改革の基本的な視点として「障害者本人を中心にした個別の支援を、より効果的・効率的に進められる基盤づくり」としている。本稿と関連する部分では、障害のある人が普通に暮らせる地域づくりとして、目指す方向を「できるだけ身近なところにサービス拠点」「NPO、空き教室、小規模作業所、民間住宅など地域の社会資源を生かす」「施設入所者も選べる日中活動」「重度の障害者も地域で暮らせる基盤づくり」としている。具体的な改正内容を、「障害種別を超えた法体系を整備」「施設・事業体系を抜本的に見直すとともに、通所関係事業について、NPO法人等でも運営できるように規制緩和」等をあげている。また、現行の授産施設、小規模作業所、福祉工場を就労移行支援事業や要支援障害者雇用事業というような事業へ移行しようとする見直し案もある。その背景にはサービス体系の機能に着目した再編で、効果的・効率的なサービス提供を主題としている。

3. 知的障害者の現況

(1) 知的障害者の現況

平成12年10月現在、在宅の知的障害児(者)は、329,900人と推計されており、施設入所

表1 知的障害児(者)総数

| | 総数 | 在宅 | 施設入所 |
|-------|---------|---------|---------|
| 総数 | 459,100 | 329,200 | 129,900 |
| 18歳未満 | 102,400 | 93,600 | 8,800 |
| 18歳以上 | 342,300 | 221,200 | 121,100 |
| 不詳 | 14,400 | 14,400 | |

注1 「在宅」は、知的障害児(者)基礎調査(平成12年9月1日現在)による。「施設入所」は、社会福祉施設等調査(平成12年10月1日現在)等による。
 注2 「施設入所」は、知的障害児施設(自閉症児施設を含む)、重症心身障害児施設、国立療養所等委託病床(重症心身障害児)、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設の入所児(者)数である。
 出典：(財)厚生統計協会「国民福祉の動向」2003年第50巻第12号、P137

表2 年齢階層別・性別にみた知的障害児(者)数

| | 総 数 | 男 | 女 | 不 詳 |
|-------|---------|---------|---------|--------|
| 総 数 | 329,200 | 184,500 | 130,900 | 13,800 |
| 18歳未満 | 93,600 | 58,900 | 34,100 | 600 |
| 0～4 | 12,400 | 7,800 | 4,600 | |
| 5～9 | 30,100 | 19,600 | 10,400 | |
| 10～14 | 33,100 | 20,000 | 12,600 | 400 |
| 15～17 | 18,000 | 11,400 | 6,400 | 200 |
| 18歳以上 | 221,200 | 124,000 | 94,600 | 2,600 |
| 18～19 | 15,600 | 10,000 | 5,600 | |
| 20～29 | 79,800 | 45,500 | 33,500 | 800 |
| 30～39 | 50,700 | 27,700 | 22,100 | 1,000 |
| 40～49 | 37,700 | 21,300 | 16,200 | 200 |
| 50～59 | 22,500 | 12,400 | 9,600 | 400 |
| 60～64 | 5,600 | 2,600 | 3,000 | |
| 65歳以上 | 9,200 | 4,400 | 4,600 | 200 |
| 不 詳 | 14,400 | 1,600 | 2,200 | 10,600 |

注1 平成12年9月1日現在。
 注2 資料 厚生労働省「知的障害児(者)基礎調査」
 出典：(財)厚生統計協会「国民福祉の動向」2003年第
 50巻第12号, P137

児(者) 129,900 人と合わせると、総数 459,100人と推計される(表1)。

また、在宅者のうち年齢階層別・性別にみた知的障害児(者)数は表2の通りである。男女とも圧倒的に20～29歳の年齢層で在宅者が多く突出している。18歳以降は、施設入所及び利用の移行期とも重なり、いわゆる待機者が在宅での生活を営んでいると推察される。

次に、在宅者のうち障害の程度別にみた知的障害児(者)数は表3の通りである。「最重度」「重度」が41.9%となっており、表4の保健、行動面の状況と合わせると障害の重度化に対応したサービスが求められている。

一方、生活の場の状況は、自分の家やアパートで生活している者がほとんどであるが、18歳以上では、グループホーム利用者が5.4%程いる。

以上、各種統計からいえることは、知的障害者の多くが在宅者で、当然ながら在宅生活を支える支援が必要になってくる。しかも障害は重度化傾向にあるので、ADLや日常生活支援から就労支援まで幅の広いサービスが必要になってくるのである。さらには、年齢階層別に見れば学校卒業後の地域との接続の問題は切実であろう。

そこで、次に就労の問題について言及したい。

(2) 知的障害者の就労の現況

平成14年6月現在の民間企業における障害

表3 在宅者のうち障害の程度別にみた知的障害児(者)数

| | 総 数 | 18歳未満 | 18歳以上 | 不 詳 |
|-----|---------|--------|---------|--------|
| 総 数 | 329,200 | 93,600 | 221,200 | 14,400 |
| | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 最重度 | 4,550 | 17,800 | 26,700 | 1,000 |
| | 13.8 | 19.1 | 12.1 | 6.9 |
| 重 度 | 92600 | 30,700 | 59,700 | 2,200 |
| | 28.1 | 32.8 | 27.0 | 15.3 |
| 中 度 | 77600 | 17,800 | 57,400 | 2,400 |
| | 23.6 | 19.1 | 25.9 | 16.7 |
| 軽 度 | 73200 | 18,300 | 52,100 | 2,800 |
| | 22.2 | 19.5 | 23.6 | 19.4 |
| 不 詳 | 40300 | 9,000 | 25,300 | 6,000 |
| | 12.2 | 9.6 | 11.4 | 41.7 |

注1 下段は%。
 注2 平成12年9月1日現在。
 注3 資料 厚生労働省「知的障害児(者)基礎調査」
 出典：(財)厚生統計協会「国民福祉の動向」2003年第
 50巻第12号, P137

表4 保健面・行動面の状況

| 健康面の状況 | | 行動面の状況 | |
|--------|------|--------|------|
| 1度 | 4.0 | 1度 | 7.2 |
| 2度 | 8.2 | 2度 | 10.7 |
| 3度 | 13.9 | 3度 | 21.9 |
| 4度 | 21.1 | 4度 | 17.6 |
| 5度 | 27.5 | 5度 | 17.6 |
| 不詳 | 25.3 | 不詳 | 25.0 |

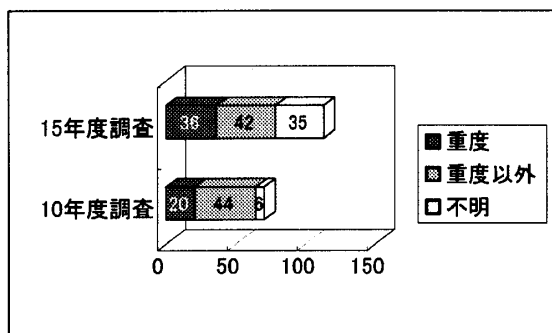
注1 単位はそれぞれ%。
 注2 行動上の障害とは、多動、自分を傷つける、物を壊す、拒食の問題等本人が安定した生活を続けることを困難な状態にしている行動をさす。
 出典：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部「平成12年知的障害児(者)基礎調査結果の概要」平成13年9月

者雇用率は1.47%であった(法定雇用率は1.8%)。長い経済不況の中で、障害者だけが特別なものではないことは十分承知しているが、障害者の雇用が新しい企業文化、あるいは、私たちの生活文化を新しく創造するきっかけになる可能性を秘めているのである。筆者はある中小企業経営者と会話したときに、実際に知的障害者を雇用して述べられた感想を今でも記憶に残っている。「知的障害者を雇用了当初は、かわり方も分からなかったし、ADLも十分に確立していたとはいえなかった。しかし、愛情をもって接していたし、企業である以上厳しく教えたこともあった。そして1年たった後、そ

の方は会社にとってなくてはならない存在に成長していました。会社内であるセクションを任せられるくらいになったのです。その間、私を含め、他の従業員が皆優しく思いやりのある人間に成長しました。企業経営とはお客様に満足してもらうことと同時に、人を育て、育てられることなのだと実感しています。」このことは、企業文化が障害者の雇用によって新しく創られたとっていいのではないだろうか。

ところで、平成16年10月19日、厚生労働省から「平成15年度障害者雇用実態調査」が発表された。その中で、知的障害者の雇用について、平成15年11月時点で従業員規模5人以上の事業所に雇用されているのは11万4千人であった。これは平成10年度調査時に比べ、62.9%の増加になる(図1)。以下調査結果について、必要と思われる部分のみ概観する。

図1 障害の程度別知的障害者雇用状況



注1 単位は千人

産業別の雇用状況は表5の通りである。「製造業」、「卸売・小売業、飲食店・宿泊業」、「サービス業」の順であった。

| | |
|----------------|------|
| 鉱業 | 0.1 |
| 建設業 | 0.4 |
| 製造業 | 35.3 |
| 電気ガス熱供給水道業 | 0 |
| 情報通信・運輸業 | 0.7 |
| 卸売・小売業、飲食店・宿泊業 | 32.4 |
| 金融・保険、不動産業 | 0 |
| 医療・福祉 | 1.2 |
| 教育・学習支援業 | 0 |
| 複合サービス業 | 0.2 |
| サービス業 | 29.6 |

注1 単位は%

| | 知的障害者 | 常用雇用者 |
|-------|-------|-------|
| 19歳以下 | 2.7 | 1 |
| 20~24 | 13.5 | 9 |
| 25~29 | 23.8 | 15.2 |
| 30~34 | 14.5 | 14.7 |
| 35~39 | 9.6 | 12.2 |
| 40~44 | 23.8 | 11 |
| 45~49 | 5.5 | 10.6 |
| 50~54 | 4.2 | 12.3 |
| 55~59 | 2 | 9.6 |
| 60~64 | 0.4 | 3.1 |
| 65歳以上 | 0 | 1.2 |

注1 単位は%

| 通常(30時間以上) | 78.6 |
|--------------|------|
| 20時間以上30時間未満 | 2.8 |
| 20時間未満 | 0.2 |
| 不明 | 18.5 |

注1 単位は%

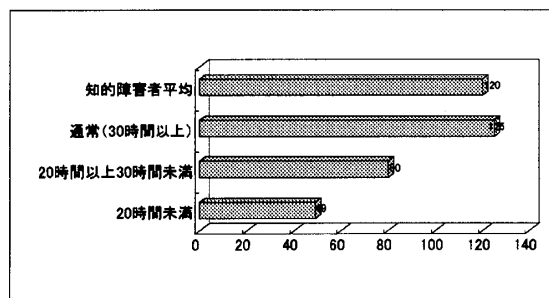
年齢別の雇用状況は表6の通りである。25~29歳層と40~44歳層でその割合が多く45歳以上の層ではその割合が低くなっている。

労働時間別の雇用状況は表7の通りである。週所定労働時間では、通常(30時間以上)が最も多い。

週所定労働時間別賃金状況は、平均で12万円となっている(図2)。

上記は知的障害者の雇用状況について統計資料について概観した。平成10年度調査に比べれば、雇用数は増加したものの年齢別では常用雇用者とは異なった傾向を示していた。仕事の

図2 知的障害者所定労働時間別きまって支給する給与



注1 単位は千円。

継続、離職といった問題があるように推察され
詳細な検討が必要であろう。

この調査ではさらに、障害者の雇用に当たっ
ての課題・配慮事項についても質問している。
概略のみを抜粋すると、知的障害者を雇用する
に当たっての課題は、知的障害者を雇用してい
る事業所の73.5%が「ある」としており、最
も多いのは「会社内に適当な仕事があるか
(81.4%)」「職場の安全面の配慮が適切にでき
ているか(42.6%)」「採用時に適性、能力を
十分に把握できるか(40.8%)」「社内におい
て傷害の理解・知識が得られるか(35.8%)」
の順になっている。また、雇用している知的障
害者への配慮事項として、何らかの配慮をして
いる事業所は61.4%であった。内容としては、
「工程の単純化等職務内容の配慮(54.5%)」
「配置転換等人事管理面についての配慮(41.2
%)」「業務遂行を援助する者の配置(40.3%)」
の順になっている。

一方、個人調査では、就職に際して相談した
相手として「学校の先生(30.0%)」「家族
(27.5%)」「公共職業安定所の職員(14.7%)」
の順であった。職場で困ったときの相談相手と
して「職場の上司(30.5%)」「職場でいっしょ
に働く人(26.8%)」「家族(16.3%)」の順
で、「特に相談する相手がいない」としたのが
11.8%であった。そして知的障害者が職場に
求めることは、現在の仕事を続けられるように
すること(61.0%)と要約している。一般就
労の場合、企業の経済活動を支える人材として
の位置づけが明確化されるので、本人の能力・
適性の把握が重要になってくる。その上で具体
的な支援のあり方が問われてくる。

(3) 障害者の働きたいという願い

平成16年9月29日、障害者の就労支援に
関する有識者懇話会は次のような宣言を発表し
た(一部抜粋)。

障害のある人の「働きたい」を
応援する共働宣言
～共に働き・共に生きる
社会づくりを目指して～

—私をあてにしている人がいる—

— 1 働きたい！ —

夢や目標を変えなくていい！

今からでも早くはない、今でも遅くない

自分の障害をみんなが知っている—オープン
働くことは実感すること

— 2 仕事を創る —

全国どこでもみんなのできる作業がある！

あえて難しい作業を選んだ

社員を育てることは企業の本来の役割

「障害者には向かない」という思い込みを捨てたらで
きた！

できる仕事はいくらでもある！

在宅でもITの力を借りて能力を発揮！

ホームヘルパーとして働く

身体もころもときほぐす…ヘルスキーパーという
仕事

何度でも挑戦できる！

— 3 工夫と支えがあれば働ける！ —

福祉との連携があれば

企業と福祉の両輪

もっともっと接近しなければ

/協働しなければ

ネットワークの構築…地域を耕す

— 最後に —

障害のある人の「働きたい」という切実な願いにこ
たえるためには、次のようなことが大切です。

「関係者の就労支援への意識を高めること」

「働く場や仕事を創ること」

「働くための工夫をし、支えていくこと」

「障害のある人もない人も共に働き・共に生きる社
会」の実現を願ってここに宣言します。

この宣言の基底には共生社会の実現がある。
障害者の就労がその人の生活に内包されること
を意味しているといえるのではないだろうか。
障害者自身の働きたいという欲求を尊重し、工
夫があれば十分に働ける可能性を評価し、仕事
を創造していく、そして働くことを通して得ら
れる社会的・人間的関係の結びつきによって自
己実現、QOLの向上が達成されるのである。

(4) 就労がもたらすもの

上述の企業経営者の言葉は、働くことの意義

を如実に言い表している。企業文化の創造のみならず、人間的成長をもたらすということである。まさにこの成長こそが、様々な関係性を生み、発展させていく原動力となっていくのである。近年、地域の教育力が低下したと危惧する声を聞くが、この会社は十分に教育力を発揮しているのではないか。企業の存在について、今一度見直す好機であると考えたい。

4. 福祉的就労

(1) 福祉的就労

さて、筆者は障害者の就労を生活の一部であると考えているが、これまでは就労といっても一般就労を範疇としてきたが、一般就労とは異なった側面をもつ福祉的就労というものがある。この福祉的就労とは「授産施設や小規模作業所で働くことをいう。自立、更生を促進し、生きがいをつくるという意味合いがある。」⁽⁸⁾と定義できる。知的障害者授産施設（入所・通所）、知的障害者小規模通所授産施設、知的障害者福祉工場があり、その他小規模作業所などがある（表8）。

表8 福祉的就労を目的とする施設数

| | | |
|----------------|----|--------|
| 知的障害者授産施設 | 入所 | 13,903 |
| | 通所 | 35,856 |
| 知的障害者小規模通所授産施設 | | 1,115 |
| 知的障害者福祉工場 | | 1,228 |
| 小規模作業所 | | 5,942 |

注1 知的障害者授産施設、知的障害者小規模通所授産施設、知的障害者福祉工場は平成13年10月1日現在。

注2 小規模作業所は平成16年8月1日現在。きよさけん調べ。

これらのうち、小規模作業所は自治体による補助が行われている作業所で、補助を受けないあるいは準備段階の作業所も相当に存在すると思われる。また、就労にこだわらず、地域における活動の拠点としての機能を期待された様々な団体や諸グループもあるであろう。

次に筆者がかかわりをもっているある作業所の事例を紹介したい（障害児をもつ親の会から発展）。

(2) 事例

筆者は、平成10年5月からA県B市所在の障害児をもつ親の会「花梨の家」とかかわりをもっている。平成13年4月からは筆者がその所在地を離れたため、不定期的なコンサルテーションを行っている。「花梨の家通信 No. 63（平成16年10月20日発行）」第一面には次のような文が掲載されている。

法人化に向けて

花梨の家では現在、平成17年10月、法人取得に向けての準備を進めています。

「学校卒業後の長い人生を豊かに」と準備会をスタートさせて、10年…。

これまで数え切れない程たくさんの方々に応援していただき、14年4月、作業所わがんせを開設、そして昨年10月には、B市より無償貸与を受けた土地に、新築、移転することができました。

スタート時の目標「作業所開設」を達成させることができ、一段落した今、次の目標「法人化」が目前に迫ってきました。

仲間たちが社会の中で、自分の持っている力で何かをしようとする、社会の中では常識とされている様々な物、事柄などが、障害となって仲間の前に立ちふさがります。

自立した生活を送っていくためには、グループホーム等の生活支援の場が必要です。

多岐にわたる、細やかな支えが要求されますが、その一つひとつは、仲間にとってはとても大切で、なくてはならないものです。その支えのひとつで、仲間は何倍も生活しやすくなるのです。

花梨の家は、そういった支えの基盤となり、支援の輪の中心となるために、しっかり根の張った活動ができるよう、法人化に向けて準備を進めていきます。

筆者がかかわり始めた当時は、13家族が集まって、上記のように学校卒業後の子供たちの活動の場を作ろうという目的で活動を行っていて、親御さんが中心になって事業資金を何とか集めようと、バザーや物品の販売を行っていた（乾燥蒟蒻は好評を得ていた）。一方、地域生活には欠かせない人間的結び結びを構築しようと、近隣の養護学校と連携したシンポジウムの開催、ボランティア養成にも力を入れていた。筆者自身もボランティア養成や療育の勉強会な

どのお手伝いをさせていただいたりもした。子供たちがまだ小学部や中学部の児童だったにもかかわらず、先を見通しての活動であった。このことについて、代表の宮崎氏（現施設長）は次のように述べていた。「これまで、自分の子どもより年上の子をもつ親御さんたちも同じような活動をやってきている。そして同じような壁にぶつかっている。だったら、私たちは、小学部1年生の親御さんにも声をかけるし、先人たちがどのようにその壁を乗り越えていったのかを学ばなければならない。」という言葉が印象深い。その後地道な活動を継続し、平成14年4月作業所の開設に至ったのである。現在は3名の職員と7名のメンバーで毎日活動を行っている。内容は、季節の小物作りと販売、通信販売の取次ぎ、月に数回のパン作りと販売である。メンバーは週に数回調理を行うが、これはあくまで自活のための練習であって、販売目的ではない。通信の冒頭にもあるように、長期的な目標がグループホームの開設であって、その準備として受け止められる。平成15年の11月に筆者は新しく作業所に移転後間もない頃に訪問したが、そのときもメンバーが中心になってパン作りを行った。その時は地域の方がパン作りの講師として参加して下さっていた。メンバーはそれぞれ障害の種類も程度も違うので、一人一人にあわせたやり方で参加していた。そして調理中に卸業者さんがトラックでくると、メンバーの一人Kさんが、率先して荷物の搬入を手伝っていた。業者の方との挨拶や会話も笑顔でやり取りしていた。まさに社会的関係が結ばれているその場に出くわしたのである。その他、ボランティアの受け入れや、地域の行事への参加など、地域との結びつきを意図して積極的に外へ向かって開かれている。

一方、運営にはいくつかの課題があるようである。作業所設立までは、資金の調達や土地の確保、設立後は財政の安定化、職員の研修、リスクマネジメント、今でこそ弾力的になってきてはいるが、いわゆる三障害別による施設運営などである。作業所は今いるメンバーだけのものではなくて、公の財産であり継続性が課題となる。財政基盤が脆弱であると常に存亡の危機

に立たされてしまうのである。財政の安定化と継続性からすれば、法人化の流れは自然であろう。

5. 地域生活と就労

以上、これまで一般就労にかかわる知的障害者の現況を概観し、福祉的就労および地域での活動の場について事例を紹介してきた。

地域生活とは、衣食住を基盤として、社会的・人間的な結びつきを経ながら、各人のQOLの向上、自己実現を図っていく営みといえる。一般就労を通して社会的・人間的な結びつきを確立していくことは重要なことである。一方で、福祉的就労や地域での活動の場でも社会的・人間的な結びつきを生み出すことも可能なのである。したがって、知的障害者の地域生活を支えるためには、社会的・人間的関係を作り出せる環境を確実に創造することとそれらへのアクセスを容易にすることだと考える。

このためには、働くことの意味を問い直すこと、地域生活の意味を共有すること、継続性のある社会資源（就労の場）の創出などが今後の課題となるであろう。

6. 終わりに

広義の就労や地域での活動は、QOLの向上や自己実現がその目的なのである。そのベースには社会的・人間的関係があるなのである。就労や地域での活動の場を創り出していくのと同時に、その中身についても質的向上を図っていくことが必要である。

本稿の執筆にあたっては、作業所わがんせ施設長の宮崎京子氏のご協力を賜りました。心より感謝申し上げます。

【註】

- (1) 第4回社会保障審議会障害部会（2003年12月12日）議事録によれば、地方分権の流れの中で、障害福祉施策の国や都道府県の役割、介護保険との関係等も十分に検討する必要があるのではない

かという意見が、障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討部会から出されているとの記述がみられる。

- (2) 平成9年11月、中央社会福祉審議会に社会福祉基礎構造改革分科会が設置され、平成10年6月に「社会福祉基礎構造改革について（中間まとめ）」がまとめられた。主な提言としては、サービス利用方法において措置制度から契約制度への以降、地域福祉の推進などである。その結果、平成12年6月に「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が公布された。
- (3) 柴崎建・牛野忠男「障害者福祉における養護学校の社会資源化に関する研究（1）」九州看護福祉大学紀要 Vol. 2No. 1, 2000, pp127-132
- (4) 柴崎建・牛野忠男・水間宗幸・稲葉一文「障害者福祉における養護学校の社会資源化に関する研究（2）」九州看護福祉大学紀要 Vol. 3No. 1, 2001, pp175-183
- (5) 日本地域福祉学会編集「地域福祉辞典」中央法規, 1999, p152
- (6) 前掲書, p52。機能的理解とは「地域社会に対して福祉課題解決のための相互扶助などを期待すること」。
- (7) 第19回社会保障審議会障害者部会（平成16年10月25日）資料。今後の議論がまたれる。
- (8) 前掲書（5）, p298